

7 造作用単板積層材 G [6.5.2]
ホルムアルデヒド放散量 規制対象外
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材
施工箇所 厚さ(mm) 表面の化粧加工 防虫処理の適用 間伐材等の適用

14 ビニル床タイル G [6.8.2]
JIS記号 施工箇所 色柄 寸法 特殊機能 厚さ(mm)
・F T (襦褌ビニル床タイル)
・無地
・300x300
・帯電防止
・2.0
・2.5
・3.0

15 ビニル幅木 [6.8.2]
材質
・軟質
・硬質
高さ(mm) 60
・75
・100
厚さ(mm) 1.5以上

22 壁紙張り [6.14.2. 3]
ホルムアルデヒド放散量 規制対象外
壁紙の種類
施工箇所 紙 織物 プラスチック 無機質 その他
防火種別
備考

4 塗装改修工事	① 材料	[7.1.3]
	② 下地調整	[7.2.1~7]
	③ 錆止め塗料塗り	[7.3.2、3]
④ 塗装		

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
規制対象外
防火材料 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:)

塗替えR B種の場合の既存塗膜の除去範囲
塗替え面積の30% 図示

下地調整

下地面の種類	下地調整の種類		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
木部	R B種	A種・R B種	
鉄鋼面	R B種	R A種	
亜鉛めっき面	R B種	R A種	
亜鉛めっき面(鋼製建具)	R B種	R C種	
モルタル、プaster面	R B種	R A種・R B種	・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外)、ALCパネル面	R B種	R A種	・行う ・行わない
コンクリート面(DP)、押出成形セメント板面		R A種	・行う ・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	R B種	R A種・R B種	

錆止め塗料塗りの種類

鉄鋼面	塗装面	塗料		工程
		塗替え	新規	
EP-G以外	塗替え	A種	C種	
	新規鉄鋼面見え掛り	A種	A種	
	新規見え隠れ	A種	B種	
EP-G	塗替え	B種	C種	
	新規鉄鋼面見え掛り	B種	A種	
	新規見え隠れ	B種	B種	
亜鉛めっき面	EP-G以外	塗替え	A種	C種
	EP-G	新規鉄鋼面見え掛り	A種	A種
		塗替え	C種	C種
新規鉄鋼面見え掛り C種 A種				

塗装が耐候性塗料塗り(DP)の場合、表7.8.1の仕様に準ずる。

塗装の種類	塗装面	工程	
		塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部屋外	B種	A種
塗料の種類	木部屋内	B種	B種
	鉄鋼面	B種	B種・A種
1種・2種	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	A種	B種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	B種	B種
・クリヤラッカー塗り(LL)		B種・A種	B種・A種
・フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)			
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		B種・A種	B種・A種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面上塗り等級()級		A種
	亜鉛めっき鋼面上塗り等級()級		A種
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コウチン面及び押出成形セメント板面		A-2種
	コウチン面等	B種	B種・A種
	屋内の木部	B種	A種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)	屋内の鉄鋼面	B種	B種・A種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	B種	B種・A種
		B種	B種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		B種	B種・A種
・ウレタン樹脂ニス塗り(LC)		B種・A種	B種・A種
・ラッカーエナメル塗り(LE)		B種・A種	B種・A種
・オイルステイン塗り(OS)			
・木材保護塗料塗り(WP)		B種・A種	B種・A種
・防水形層塗材E		B種・A種	B種・A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(コウチン面、EP外面、プaster面、せっこうボード面、その他ボード面)の塗替えの場合のしき止め
改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしき止めシーラーとする
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしき止め
改修標準仕様書表7.10.1の工程1の下塗りをしき止めシーラーとする

・高日射反射率塗料塗りG
下地調整(改修標準仕様書表7.2.2) ・R A種 ・R B種 ・R C種

工程	規格番号	規格名称	塗料その他		塗付量(kg/m ²)
			種類	等級	
塗料塗り	JIS K5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

6 環境配慮改修工事	1 アスベスト含有分析調査	[9.1.1、3-5]
	2 アスベスト粉じん濃度測定	
	3 アスベスト含有建材の処理	
4 リフラクトリーセラミックファイバーの処理		
5 断熱アスファルト防水改修工事	[9.2.1-3]	
6 外断熱改修工事 G	[9.3.2-4]	

施工調査
アスベスト含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。

調査範囲() 図示()
貸与資料()

・分析によるアスベスト含有建材の調査
分析対象
アモサイト、クリソタイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト

分析方法
JIS A 1481-2 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部: 試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」又は JIS A 1481-3 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部: アスベスト含有率のX線回折定量分析方法」による

材料名	定性分析	定量分析
化粧石膏ボード	・箇所数()	・箇所数()
	・箇所数()	・箇所数()
	・箇所数()	・箇所数()
	・箇所数()	・箇所数()

サンプル数 1箇所あたり3サンプル
採取箇所 図示

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各処理作業ごと)
	測定1	処理作業前	処理作業室内	・()点
	測定2	処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点
	測定3		処理作業室内	・()点
	測定4	処理作業後	仕上りゾーン入口	・()点
	測定5		集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	・()点
	測定6	処理作業後	施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点
	測定7		処理作業室内	・()点
	測定8	(隔離シート除去前)	施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点
	測定9	処理作業後	処理作業室内	・()点
	測定10	撤去後1週間以降	調査作業室外部の付近	・()点

測定方法
測定5のみ
パーティクルカウンター、粉じん相対湿度計(デジタール粉じん計)、繊維状粒子自動計測器(リゾビームセンサー)等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定

測定5以下は下表による

	測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定9,10
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	
試料の吸引流量(L/min)	・1	・5	
試料の吸引時間(min)	・5	・120	

・アスベスト含有吹き付け材の除去
除去対象範囲 図示
除去方法 9.1.3(b)(1)による
除去したアスベスト含有吹き付け材等の飛散防止
密封処理 湿潤化 ・セメント固化
除去したアスベスト含有吹き付け材等の処分
・埋立処分(管理型最終処分場)
・中間処理(溶融施設)

・アスベスト含有保温材の除去
除去方法
9.1.4(c)による(原形のまま、手ばらしが可能な場合)
除去対象範囲 図示
・9.1.3(b)による(損傷、劣化等で石膏粉塵を発生するおそれがある場合)
除去対象範囲 図示
除去したアスベスト含有吹き付け材等の飛散防止
密封処理 湿潤化 ・セメント固化

除去したアスベスト含有保温材の処分
・埋立処分(管理型最終処分場)
・中間処理(溶融施設)

・アスベスト含有成形板の除去
除去対象範囲 図示
除去したアスベスト含有成形板の処分
・アスベスト含有せっこうボード
埋立処分(管理型最終処分場)
・アスベスト含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板
埋立処分(安定型最終処分場)
・中間処理(溶融施設)

7 ガラス改修工事	8 断熱・防露改修工事 G	[9.5.2-4]
	9 屋上緑化改修工事 G	[9.6.2、3]
	10 透水性舗装改修工事	[9.7.2-9]

既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去 ・あり ・なし
下地面の清掃 ・行う ・行わない
欠損部の改修工法 ・改修標準仕様書4.1.4による

工法
通気層の有無 ・あり(mm) ・なし
断熱材の施工 断熱材製造所の仕様による
外装材の施工 ・外装材製造所の仕様による
建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対応した工法

7 ガラス改修工事 [9.4.2]

種別	断熱性	日射熱遮へい性	厚さ
断熱複層ガラス	・1種 U1		・図示
	・2種 U2		・
	・3種 U・U-3-1 U-3-2		・

8 断熱・防露改修工事 G [9.5.2-4]

フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量
規制対象外

・断熱材打込み工法

種類	厚さ(mm)
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキン層なし)	・
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・
・フェノールフォーム断熱材	・
・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材	・25
・押出法ポリスチレンフォーム保温材(スキンなし)	・保温板(2種b) ・25 ・保温板(3種b) ・
・A種硬質ウレタンフォーム保温材	・
・フェノールフォーム保温材(3種2号を除く)	・
施工箇所	・図示

・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類 A種1 ・B種1
厚さ(mm) ・25 ・30 ・50
施工箇所 図示

・現場発泡断熱材(品質・性能)
工事建築材料等品質性能表による(試験方法)
工事建築材料等品質性能表による

・断熱材後張り工法
断熱材の種類
断熱材の厚さ(mm)

植栽基礎及び材料
屋上緑化軽量システム 適用する 適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等 図示
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 図示

(品質・性能)
工事建築材料等品質性能表による(試験方法)
工事建築材料等品質性能表による

工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対応した工法
かん水装置 ・設置する(種類)
既存保護層の撤去 ・行う ・行わない

10 透水性舗装改修工事 [9.7.2-9]

既存舗装の撤去及び再利用 図示

路床

路床の材料	種類	材料	厚さ(mm)
盛土	・盛土	・A種 ・B種 ・C種 ・D種	・図示
		・建設汚泥から再生した処理土 G	・
凍上抑制層	・凍上抑制層	・再生クラッシュラン G ・クラッシュラン	・図示
		・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂(75µmふるい通過量6%以下)	・
フィルター層	・フィルター層	・川砂、海砂又は良質な山砂(75µmふるい通過量6%以下)	・図示
		・	・

・路床安定処理(添加材料による安定処理)
種類
・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 G
・フライアッシュセメントB種
・生石灰(・特号 ・1号) ・消石灰(・特号 ・1号)
・固化材(・セメント系 ・石灰系)
添加量
kg/m³(目標CBR ・3以上)

・路床置換処理
置換厚さ 図示
置換材料の種類、品質 図示

・不織布(ジオテキスタイル)
単位面積質量 ・60g/m²以上
厚さ(mm) ・0.5-1.0
引張強度 ・98N/5cm(10kgf/5cm)以上
透水係数 ・1.5×10⁻³cm/sec以上

試験
砂の粒度試験 ・行う ・行わない
路床土の支持力比(CBR)試験 ・行う(箇所) ・行わない
現場CBR試験 ・行う(箇所) ・行わない
安定処理土のCBR試験 ・行う ・行わない
路床締固め度の試験 ・行う(箇所) ・行わない
六価クロム溶出試験 ・行う(現場説明書による) ・行わない

11 PCB含有シーリング材処分	路盤	
	路盤の構成及び厚さ 図示	
	路盤材料	

種別	種類		厚さ(mm)
	砕石	再生材	
砕石	・クラッシュラン ・粒度調整砕石		
		・クラッシュラン G ・粒度調整砕石 G	
再生材	・クラッシュラン G ・粒度調整砕石 G		
		・クラッシュラン鉄鋼スラグ G ・粒度調整鉄鋼スラグ G ・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ G	

透水性舗装の構成及び厚さ 図示

区分	種類	部位	厚さ(mm)
表層	・改質アスファルト型 ・透水性開粒度アスファルト ・透水性コンクリート ・透水性インターロッキングブロック	車路、駐車場	50
		歩行者用通路	30
			70
		・車路、駐車場	80
敷砂層	・砂	・車路、駐車場	60
		・歩行者用通路	・20 ・30
フィルター層	川砂、海砂又は良質な山砂(75µmふるい通過量6%以下)		100

アスファルト乳剤(プライムコート)の施工は行わない。

・透水性アスファルト舗装
・ポーラスアスファルト混合物(13) ・開粒度アスファルト混合物(13)
[表9.7.6]

ふるいの呼び名	ふるい通過質量百分率(%)	
	車路、駐車場	歩行者用通路
19.0mm	100	100
13.2mm	90 ~ 100	95 ~ 100
4.75mm	11 ~ 35	20 ~ 36
2.36mm	10 ~ 20	12 ~ 25
300µm	-	5 ~ 13
75µm	3 ~ 7	3 ~ 6
アスファルト量(%)	4 ~ 6	3.5 ~ 5.5

基準値 [表9.7.7]

項目	基準値	
	車路、駐車場	歩行者用通路
最大粒径(mm)	13	
安定度(KN)	3.43以上	3.0以上
フロート値(1/100cm)	-	20-40
空隙率(%)	20程度	12以上
動的安定度(回/mm)	3,000以上	-
透水係数(cm/s)	1×10 ⁻² 以上	

試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない

・不織布(ジオテキスタイル)
敷設位置 フィルター層と路床の間に敷設 図示

舗装の平坦性 著しい隆がないもの

種類	採取する部位・箇所数	備考
・PCB含有シーリング 分析調査(第一次判定)	部位 図示 箇所数 箇所	
・PCB含有シーリング 分析調査(第二次判定)	部位 図示 箇所数 箇所	

詳細は現場説明書による

5 耐震改修工事	(基礎工事) 1 埋戻し及び盛土	[8.28.3]
	2 建設発生土の処理	[3.2.5]
	3 山留めの存置	[8.28.3]

埋戻し及び盛土の種類
・A種 適用場所()
・B種 適用場所()
・C種 適用場所()土質()受源場所()
・D種 (細粒分(75µm以下)の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする。)適用場所()
六価クロム溶出試験 ・行う(現場説明書による) ・行わない

2 建設発生土の処理 [3.2.5]
現場説明書による ・構内指示の場所に堆積 ・構内指示の場所に敷き均し
・郊外搬出適正処理

3 山留めの存置 [8.28.3]
存置範囲(図示)
その他の事項は改修特記仕様書(その6)による

令和5年度(繰越)国補 富士見中学校大規模改修工事(南校舎棟ほか外壁、屋根長寿命化工事)			照査	日付	図面名	縮尺	図面番号
					改修工事特記仕様書(3)	A3: NOSCALE	A-03

6 耐震改修工事	一般事項	
	1 適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> 改修標準仕様書 第8章 耐震改修工事 改修標準仕様書において第8章耐震改修工事以外の改修工事で第8章を引用している部分 <p>工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 鉄骨プレースの設置工事 柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法） 柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き工法） 耐震スリット新設工事 連続縦横補強工事
	2 既存部分の処理等	<p>既存構造体の撤去 [8.21.2][8.22.2][8.23.2][8.24.2]</p> <p>撤去範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() <p>はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() <p>既存コンクリートの目荒らしの程度及び範囲 [8.21.3][8.22.3][8.23.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存柱、梁面 ・打継ぎ面の15～30%程度に、平均深さ2～5mm（最大7mm）程度の凹面を全体にわたってつける <ul style="list-style-type: none"> 既存壁 ・打継ぎ面の10～15%程度に、平均深さ2～5mm（最大7mm）程度の凹面を全体にわたってつける

鉄筋	1 鉄筋	<p>鉄筋の種類 [8.2.1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼び径 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ S295A</td> <td>D16以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ S345</td> <td>D19以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類の記号	呼び径 (mm)	備考	・ S295A	D16以下		・ S345	D19以上		・			・			・		
	種類の記号	呼び径 (mm)	備考																	
・ S295A	D16以下																			
・ S345	D19以上																			
・																				
・																				
・																				
	2 溶接金網	<p>形状等 [8.2.2]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種類の記号</th> <th>網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 溶接金網</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鉄筋格子</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位	・ 溶接金網				・ 鉄筋格子									
種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位																	
・ 溶接金網																				
・ 鉄筋格子																				
	3 鉄筋の継手	<p>継手方法等 [8.3.4][8.4.2-8.4.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>継手方法</th> <th>呼び径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱、梁の主筋</td> <td>・ ガス圧接 ・ 機械式継手</td> <td>D19以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 溶接継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐力壁の鉄筋</td> <td>・ 重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎、耐圧スラブ、土圧壁</td> <td>・ ガス圧接 ・ 重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の鉄筋()</td> <td>・ 重ね継手</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>重ね継手の長さ [8.3.4]</p> <p>図示による(構造関係共通図(配筋標準図)3(a))</p> <p>継手位置図(カット鉄筋の長さ共) [8.3.4]</p> <p>図示による(構造関係共通図(配筋標準図)5.1、6.1、7.1、7.3、8.1)</p>	部位	継手方法	呼び径 (mm)	柱、梁の主筋	・ ガス圧接 ・ 機械式継手	D19以上		・ 溶接継手		耐力壁の鉄筋	・ 重ね継手		基礎、耐圧スラブ、土圧壁	・ ガス圧接 ・ 重ね継手		その他の鉄筋()	・ 重ね継手	
部位	継手方法	呼び径 (mm)																		
柱、梁の主筋	・ ガス圧接 ・ 機械式継手	D19以上																		
	・ 溶接継手																			
耐力壁の鉄筋	・ 重ね継手																			
基礎、耐圧スラブ、土圧壁	・ ガス圧接 ・ 重ね継手																			
その他の鉄筋()	・ 重ね継手																			
	4 鉄筋の定着長さ	<p>鉄筋の定着長さ [8.3.4]</p> <p>図示による(構造関係共通図(配筋標準図)3(b))</p>																		
	5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む)	<p>最小かぶり厚さ(目地底から算出を行う) [8.3.5]</p> <p>図示による(構造関係共通図(配筋標準図)表4.1)</p> <p>柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> 無し 有り 適用箇所() <p>主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する</p> <p>耐久性上不利な部分(塩害等を受けるおそれのある部分等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 無し 有り 適用箇所() <p>最小かぶり厚さに加える厚さ ()mm</p>																		
	6 機械式継手	<p>鉄筋相互のあき(機械式継手及び溶接継手を除く) [8.3.5]</p> <p>図示による(構造関係共通図(配筋標準図)4(d))</p> <p>使用箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() <p>H12建告第1463号に適合する性能 [8.4.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> A級 <p>機械式継手の工法() [8.4.2]</p> <p>鉄筋相互のあき [8.3.5]</p> <p>図示による(構造関係共通図(配筋標準図)4.1)</p> <p>品質の確認方法 [8.4.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() <p>不良となった継手の修正方法等 [8.4.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() <p>7 溶接継手</p> <p>使用箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() <p>H12建告第1463号に適合する性能 [8.4.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> A級 <p>鉄筋相互のあき [8.3.5]</p> <p>図示による(構造関係共通図(配筋標準図)4.1)</p>																		

8 圧接完了後の試験	溶接継手の工法 [8.4.3]	<ul style="list-style-type: none"> 図示による()
	品質の確認方法 [8.4.3]	<ul style="list-style-type: none"> 図示による() 標準仕様書1.2.2(b)施工計画書の品質計画による
9 割製補強筋	不良となった継手の修正方法等 [8.4.3]	<ul style="list-style-type: none"> 図示による() 標準仕様書1.2.2(b)施工計画書の品質計画による
	溶接技能者 [8.3.8]	<ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書5.5.3(f)による JIS Z 3882(鉄筋の突合わせ溶接技術検定における試験方法及び判定基準)による <p>技能を有する者</p>
	超音波探傷試験 [8.3.8]	<p>箇所数</p> <ul style="list-style-type: none"> 全圧接部 適用箇所 図示による() <ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書6.4.9(2)(1)による箇所数 適用箇所 図示による()
	仕様 [8.19.6][8.20.7]	<ul style="list-style-type: none"> 図示による()

1 コンクリートの種類及び強度	普通コンクリート [8.1.3-8.1.4][8.9.2]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度 (N/mm²)</th> <th>気乾単位容積 質量 (t/m³)</th> <th>スランプ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 24</td> <td>2.3程度</td> <td>・15又は18 ・18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計基準強度 (N/mm ²)	気乾単位容積 質量 (t/m ³)	スランプ	適用箇所	・ 24	2.3程度	・15又は18 ・18		・				・				・				・			
	設計基準強度 (N/mm ²)	気乾単位容積 質量 (t/m ³)	スランプ	適用箇所																						
・ 24	2.3程度	・15又は18 ・18																								
・																										
・																										
・																										
・																										
2 コンクリートの類別	<p>類別 [8.1.3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) 類 (JIS A 5308に適合したコンクリート) 																									
3 セメント	<p>種類 [8.2.5]</p> <p>普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種</p> <p>使用部位(下記以外全て)</p> <p>普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で 352 J/g 以下、かつ28日目で 402 J/g 以下のものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> 高炉セメントB種 G 使用部位(・1FLより下部(立ち上がり部含む)) <ul style="list-style-type: none"> フライアッシュセメントB種 G 使用部位() 																									
4 骨材	<p>アルカリシリカ反応性による区分 [8.2.5]</p> <p>A ・B (コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0 kg/m³以下)</p>																									
5 混和材料	<p>混和剤 [8.2.5]</p> <p>混和剤の種類</p> <p>標準仕様書 6.3.1(d)()による</p> <p>混和剤</p> <p>混和剤の種類</p> <p>標準仕様書 6.3.1(d)()による</p>																									
6 構造体用モルタル	<p>構造体用モルタル [8.2.5]</p> <p>圧縮強度()</p> <p>フロー値()</p> <p>材料及び調査等 ・改修標準仕様書8.2.6(1)による</p> <p>材料及び調査等 ・改修標準仕様書8.2.6(2)及び(3)による</p>																									
7 無筋コンクリート	<p>設計基準強度 [8.11.1]</p> <p>18 (N/mm²)</p> <p>スランプ [8.11.1]</p> <p>15cm又は18cm</p> <p>セメントの種類 [8.2.5]</p> <p>普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種</p> <ul style="list-style-type: none"> 高炉セメントB種 G フライアッシュセメントB種 G <p>適用箇所 (6.14.1)</p> <p>標準仕様書 6.14.1(e)による箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() 																									
8 ひび割れ誘発目地、打継目地	<p>目地寸法 (6.6.3)(6.8.2)(9.7.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書 9.7.3による <p>間隔・位置・形状 (6.8.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() <p>ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、躯体外側の打ち厚さ部で処理する</p>																									
9 コンクリートの仕上げ	<p>合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ [8.1.4][8.2.7]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ A種</td> <td>図示による()</td> </tr> <tr> <td>・ B種</td> <td>図示による()</td> </tr> <tr> <td>・ C種</td> <td>図示による()</td> </tr> </tbody> </table>	種別	適用箇所	・ A種	図示による()	・ B種	図示による()	・ C種	図示による()																	
種別	適用箇所																									
・ A種	図示による()																									
・ B種	図示による()																									
・ C種	図示による()																									

10 打増し厚さ(打放し仕上げ部)	打増し厚さ	<p>打増し厚さ</p> <ul style="list-style-type: none"> 打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ・20mm 打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ・10mm ・20mm 外装タイル後張り部の打増し処理 ・20mm <p>打増し範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() 																																					
	型枠	<p>せき板の材料及び厚さ (6.8.3)[8.2.7]</p> <ul style="list-style-type: none"> 合板(12mm) G (但し、グリーン購入法基本方針における「合板型枠」の備考3の表示のある合板型枠を用いる場合に限る) <p>コンクリート打設時の充填性の確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は、強度、変形等について、事前に監督職員と協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 断熱材を兼用した型枠の使用 (6.8.3) M C R工法用シートの使用 (6.8.3) 打増し厚さ ・20mm 打増し範囲 図示による() <p>スリーブの材質・規格等 [8.2.7]</p> <p>図示による()</p> <p>存置期間及び取外し</p> <p>改修標準仕様書8.7.8による</p> <p>型枠の加工及び組立 [8.7.8]</p> <p>シアコネクタをセパレータとして使用</p> <p>適用箇所 図示による()</p> <p>コンクリートの打込み工法等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位毎のコンクリートの打設工法の指定</th> <th>[8.21.8][8.23.5]</th> </tr> <tr> <th>補強工法</th> <th>打設工法</th> <th>部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・現場打ちコンクリート壁の増設工事</td> <td>・工法指定なし</td> <td>・全ての増設壁 図示による()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・流込み工法 8.21.8(a)(1),(b)</td> <td>・全ての増設壁 図示による()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・圧入工法 8.21.8(a)(2),(c)</td> <td>・全ての増設壁 図示による()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・図示による()</td> </tr> <tr> <td>・鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法</td> <td>・工法指定なし</td> <td>・全ての増設壁 図示による()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・流込み工法 8.21.8(a)(1),(b)</td> <td>・全ての増設壁 図示による()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・圧入工法 8.21.8(a)(2),(c)</td> <td>・全ての増設壁 図示による()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・図示による()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・工法指定なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・流込み工法 8.21.8(a)(1),(b)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・圧入工法 8.21.8(a)(2),(c)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部位毎のコンクリートの打設工法の指定	[8.21.8][8.23.5]	補強工法	打設工法	部位	・現場打ちコンクリート壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁 図示による()		・流込み工法 8.21.8(a)(1),(b)	・全ての増設壁 図示による()		・圧入工法 8.21.8(a)(2),(c)	・全ての増設壁 図示による()			・図示による()	・鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・工法指定なし	・全ての増設壁 図示による()		・流込み工法 8.21.8(a)(1),(b)	・全ての増設壁 図示による()		・圧入工法 8.21.8(a)(2),(c)	・全ての増設壁 図示による()			・図示による()		・工法指定なし			・流込み工法 8.21.8(a)(1),(b)			・圧入工法 8.21.8(a)(2),(c)
部位毎のコンクリートの打設工法の指定	[8.21.8][8.23.5]																																						
補強工法	打設工法	部位																																					
・現場打ちコンクリート壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁 図示による()																																					
	・流込み工法 8.21.8(a)(1),(b)	・全ての増設壁 図示による()																																					
	・圧入工法 8.21.8(a)(2),(c)	・全ての増設壁 図示による()																																					
		・図示による()																																					
・鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・工法指定なし	・全ての増設壁 図示による()																																					
	・流込み工法 8.21.8(a)(1),(b)	・全ての増設壁 図示による()																																					
	・圧入工法 8.21.8(a)(2),(c)	・全ての増設壁 図示による()																																					
		・図示による()																																					
	・工法指定なし																																						
	・流込み工法 8.21.8(a)(1),(b)																																						
	・圧入工法 8.21.8(a)(2),(c)																																						

鉄骨	鉄骨製作工場	<p>鉄骨製作工場の加工能力 [8.1.5](7.1-1)</p> <p>建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(株)全国鋼構工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める()グレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場</p> <ul style="list-style-type: none"> 監督職員の承諾する国土交通大臣から認定を受けた工場 																					
	施工管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> 適用する [8.1.5] 適用しない 																					
鋼材	材質等 [8.2.8]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>適用箇所(主要な部分)</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>JIS規格による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>JIS規格による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>JIS規格による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>JIS規格による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>JIS規格による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>JIS規格による</td> </tr> </tbody> </table>	種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格			JIS規格による			JIS規格による			JIS規格による			JIS規格による			JIS規格による			JIS規格による
	種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格																				
		JIS規格による																					
		JIS規格による																					
		JIS規格による																					
		JIS規格による																					
		JIS規格による																					
		JIS規格による																					
高力ボルト	<p>高力ボルトの区分 [8.2.9]</p> <ul style="list-style-type: none"> トルシア形高力ボルト セットの種類 ・2種(S10T) JIS形高力ボルト セットの種類 ・2種(F10T) <p>高力ボルトの径 図示による() [8.2.9]</p> <p>図示による()</p> <p>ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8.13.26]</p> <p>図示による(構造関係共通図(鉄骨標準図)1-1 縁端距離及びボルト間隔)</p> <p>すべり係数試験 [8.14.2]</p> <p>行わない</p> <p>行う</p> <p>試験方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() 																						
普通ボルト	<p>ボルト及びナットの材料 (7.2.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書 表7.2.3 (JIS附属書品)による 標準仕様書 表7.2.3 (JIS附属書品)又はJIS本体規格品(ISO規格)による <p>(JIS本体規格品による場合は、ボルトの種類を呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルト、強度区分を4.6又は4.8の鋼製とし、ナットの種類を六角ナット-Cの鋼製とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする)</p> <p>座金 (7.2.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書 7.2.3(d)による <p>ボルトの径 (7.2.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() <p>ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8.13.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による(構造関係共通図(鉄骨標準図)1-1 縁端距離及びボルト距離) 																						

溶融亜鉛めっき高力ボルト	セットの種類 [8.2.9]	<ul style="list-style-type: none"> 1種(F8T相当) <p>溶融亜鉛めっき高力ボルトの径 [8.2.9]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() <p>溶融亜鉛めっき高力ボルトのめっき前の孔径 [8.12.7]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大臣認定を受けた内容による <p>ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8.13.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による(構造関係共通図(鉄骨標準図)1-1) <p>摩擦面の処理 [8.20.4]</p> <ul style="list-style-type: none"> ブラスト処理(表面粗度50 μmRz以上) ブラスト処理以外の特別な処理方法 図示による() すべり耐力等の確認方法 すべり係数試験 試験方法等 図示による() 																			
	アンカーボルト	<p>適用 (7.2.4)(7.3.2)(7.10.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造用アンカーボルト セットの種類 (JIS B 1220) ・ ABR400 ・ ABR490 形状、寸法 図示による() 建方用アンカーボルト 種類 ・ SS400 アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 標準仕様書 表7.2.3による 形状、寸法 図示による() <p>ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8.13.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による(構造関係共通図(鉄骨標準図)1-1) <p>溶接材料 [8.2.10]</p> <p>溶接材料</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修標準仕様書 8.2.10(a)(b)による 改修標準仕様書 8.2.10(a)(b)以外の溶接材料 材料及び使用箇所 図示による() <p>スタッド</p> <p>材質、形状及び寸法</p> <p>頭付きスタッド (JIS B 1198)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>呼び長さ (mm)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 16</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 19</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 22</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>製作精度 [8.12.2]</p> <p>改修標準仕様書8.13.3及びH12建告第1464号第二号イによる</p> <p>H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による</p> <p>溶接作業者の技量付加試験 [8.15.3]</p> <p>試験の要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() <p>溶接接合 [8.15.4]</p> <p>開先の形状</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による(構造関係共通図(鉄骨標準図)1-2) <p>スカラップの形状 [8.15.7]</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による(構造関係共通図(鉄骨標準図)1-4(d)改良型スカラップ) <p>エンドタブの切断部分 [8.15.7]</p> <ul style="list-style-type: none"> 全て 切除する部分なし 図示による() <p>溶接部の余盛り高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> JASS6 付則6「鉄骨精度検査基準」付表3[溶接]による <p>入熱、バス間温度の溶接条件</p> <p>鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による(構造関係共通図(鉄骨標準図)1-4(g)) <p>適用箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示による() 柱、梁、プレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部 <p>溶接部の試験 [8.15.11]</p> <p>完全溶込み溶接部の超音波探傷試験</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場溶接の場合 全数 AOQL(%) 4.0 ・2.5 <table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>全て</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査水準</td> <td>・第6水準</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>工事現場溶接の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 全数 AOQL(%) 4.0 ・2.5 <p>突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査</p> <p>「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による</p> <ul style="list-style-type: none"> 抜き取り検査 抜き取り検査 	呼び名	呼び長さ (mm)	適用箇所	・ 16			・ 19			・ 22			節	全て			検査水準	・第6水準	
呼び名	呼び長さ (mm)	適用箇所																			
・ 16																					
・ 19																					
・ 22																					
節	全て																				
検査水準	・第6水準																				

令和6年度 富士見中学校大規模改修工事 (南校舎棟ほか外壁、屋根長寿命化工事)																													
解体工事概要																													
1. 工事場所 富士見町 富士見 2. 敷地面積 (㎡) - 3. 除却対象物 <input checked="" type="radio"/> 建築物 ・ 工作物 ・ 建築設備 ・ 家具等 ・ 樹木 ・ その他 <table border="1"> <tr> <td>除却対象建築物等</td> <td>構造</td> <td>間数</td> <td>梁間(m)</td> <td>桁行(m)</td> <td>建築面積(㎡)</td> <td>延面積(㎡)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		除却対象建築物等	構造	間数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(㎡)	延面積(㎡)																					
除却対象建築物等	構造	間数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(㎡)	延面積(㎡)																							
解体工事仕様																													
1. 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(平成31年度版)」(以下、「解体共仕」という。)により、解体共仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(平成31年度版)(以下「標仕」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(平成31年度版)(以下、「改修標仕」という。)による。 2. 特記仕様 (1) 項目は、番号に <input type="radio"/> 印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、 <input checked="" type="radio"/> 印の付いたものを適用する。 <input type="radio"/> 印の付かない場合は、印の付いたものを適用する。 <input checked="" type="radio"/> 印と <input type="radio"/> 印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の(. . .)内の表示番号は、解体共仕の当該項目を示す。																													

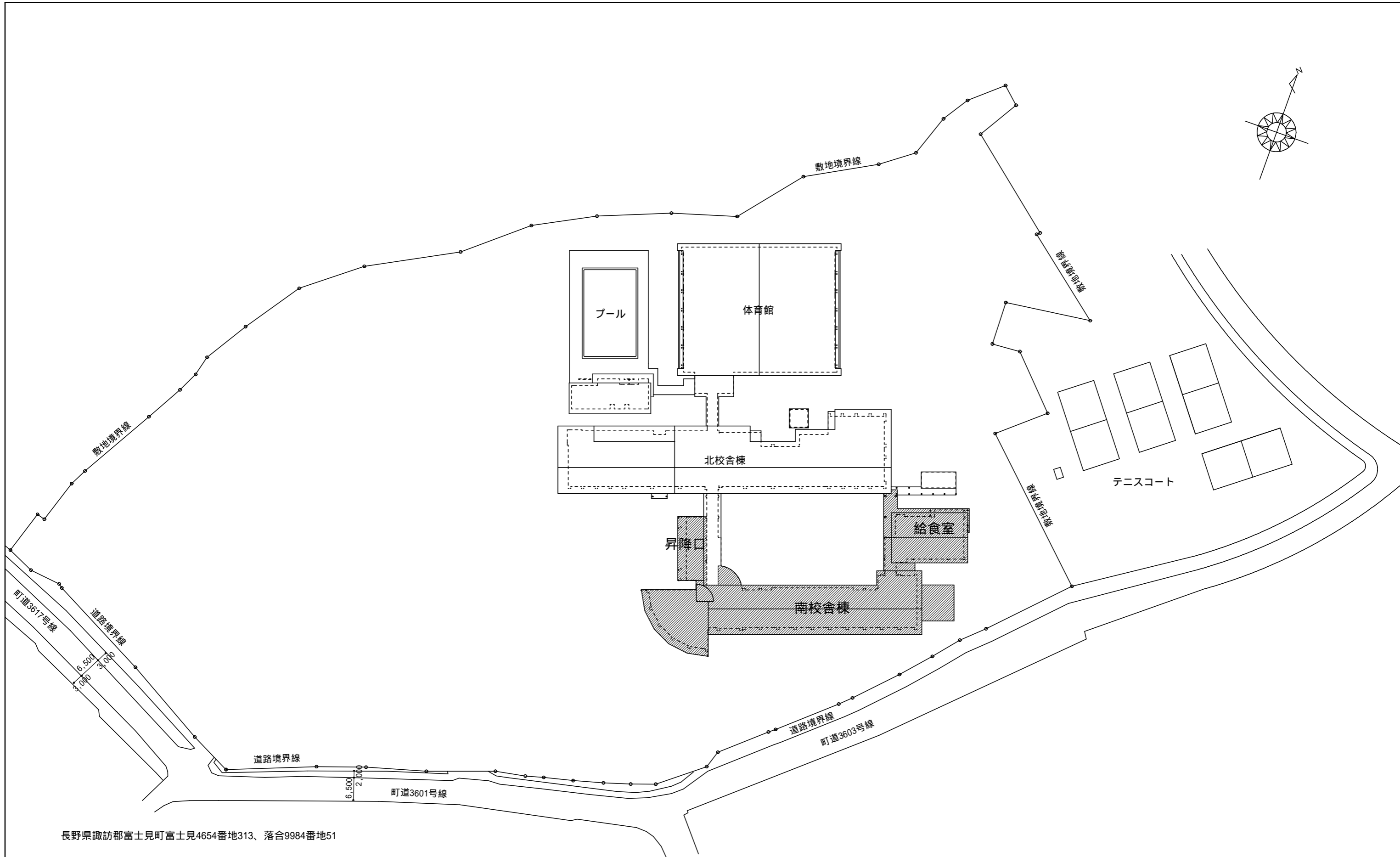
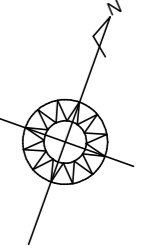
章 項 目	特 記 事 項
1 一般共通事項	<input checked="" type="radio"/> 適用基準等 <input checked="" type="radio"/> 電気保安技術者 3. 施工条件明示項目 4. 引渡しを要するもの <input checked="" type="radio"/> 解体工事施工技士
2 仮設工事	<input checked="" type="radio"/> 足場その他 2 騒音・粉塵等の対策 3 監督員事務所 <input checked="" type="radio"/> 工事用水 <input checked="" type="radio"/> 工事用電力
3 解体施工	1 浄化槽、排水槽等 2 杭の解体 3 樹木等 4 地下埋設物・埋設配管 5 設備機器等

6 屋外設備等	・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。 <table border="1"> <tr> <th>図面番号</th> <th>記号</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	図面番号	記号																																																
図面番号	記号																																																		
7 解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土 ・行う 整地高さ ・現状G.L. ・行う(/ 図による) 埋戻し及び盛土の材料 ・山砂の類 ・他現場の建設発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない 表面の砂利敷き 行わない ・行う(・再生ｸﾞﾗﾝｼﾞ(RC-40)厚さ 60mm ・ｸﾞﾗﾝｼﾞ(C-40)厚さ 60mm)																																																		
4 建設廃棄物の処理	<input checked="" type="radio"/> 一般事項 <input checked="" type="radio"/> 再資源化等 本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。 総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また、同システムにより工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を作成し、監督職員に提出するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> コンクリート <input checked="" type="radio"/> コンクリート <input checked="" type="radio"/> コンクリート <input checked="" type="radio"/> 木材(組立) <input checked="" type="radio"/> 木材(組立) <input checked="" type="radio"/> 金属類 <input checked="" type="radio"/> 小形二次電池 <input checked="" type="radio"/> 蛍光灯ランプ、HIDランプ <input checked="" type="radio"/> 硬質塩化ビニル管、腕手 <input checked="" type="radio"/> ガラス</td> <td></td> </tr> </table> 中間処理施設又は再資源化施設等の名称、所在地は現場説明書による <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>仕 様</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 種類 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> 所在地は現場説明書による 最終処分する建設廃棄物 <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>仕 様</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 処理に注意を要する建設廃棄物 <table border="1"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・石綿含有せっこうボード ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・上記以外のせっこうボード ・CCA処理木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 最終処分施設の名称、所在地は現場説明書による	建設廃棄物の種類	備考	<input checked="" type="radio"/> コンクリート <input checked="" type="radio"/> コンクリート <input checked="" type="radio"/> コンクリート <input checked="" type="radio"/> 木材(組立) <input checked="" type="radio"/> 木材(組立) <input checked="" type="radio"/> 金属類 <input checked="" type="radio"/> 小形二次電池 <input checked="" type="radio"/> 蛍光灯ランプ、HIDランプ <input checked="" type="radio"/> 硬質塩化ビニル管、腕手 <input checked="" type="radio"/> ガラス		名 称	仕 様	数 量	備 考													種 類	備 考							名 称	仕 様	数 量	備 考													廃棄物の種類	数量	備考	・石綿含有せっこうボード ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・上記以外のせっこうボード ・CCA処理木材		
建設廃棄物の種類	備考																																																		
<input checked="" type="radio"/> コンクリート <input checked="" type="radio"/> コンクリート <input checked="" type="radio"/> コンクリート <input checked="" type="radio"/> 木材(組立) <input checked="" type="radio"/> 木材(組立) <input checked="" type="radio"/> 金属類 <input checked="" type="radio"/> 小形二次電池 <input checked="" type="radio"/> 蛍光灯ランプ、HIDランプ <input checked="" type="radio"/> 硬質塩化ビニル管、腕手 <input checked="" type="radio"/> ガラス																																																			
名 称	仕 様	数 量	備 考																																																
種 類	備 考																																																		
名 称	仕 様	数 量	備 考																																																
廃棄物の種類	数量	備考																																																	
・石綿含有せっこうボード ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・上記以外のせっこうボード ・CCA処理木材																																																			
5 最終処分する建設廃棄物	特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。 (1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 (2) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 (3) 調査結果は調査にまとめ、監督職員に提出する。																																																		
2 分析調査	分別調査を行う特別管理産業廃棄物の種類 <table border="1"> <tr> <th>採取する部位・箇所等</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>部位：・図示 箇所数： 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部位：・図示 箇所数： 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部位：・図示 箇所数： 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部位：・図示 箇所数： 箇所</td> <td></td> </tr> </table> ・PCB含有シーリング分析調査 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 ・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査	採取する部位・箇所等	備 考	部位：・図示 箇所数： 箇所		部位：・図示 箇所数： 箇所		部位：・図示 箇所数： 箇所		部位：・図示 箇所数： 箇所																																									
採取する部位・箇所等	備 考																																																		
部位：・図示 箇所数： 箇所																																																			
部位：・図示 箇所数： 箇所																																																			
部位：・図示 箇所数： 箇所																																																			
部位：・図示 箇所数： 箇所																																																			

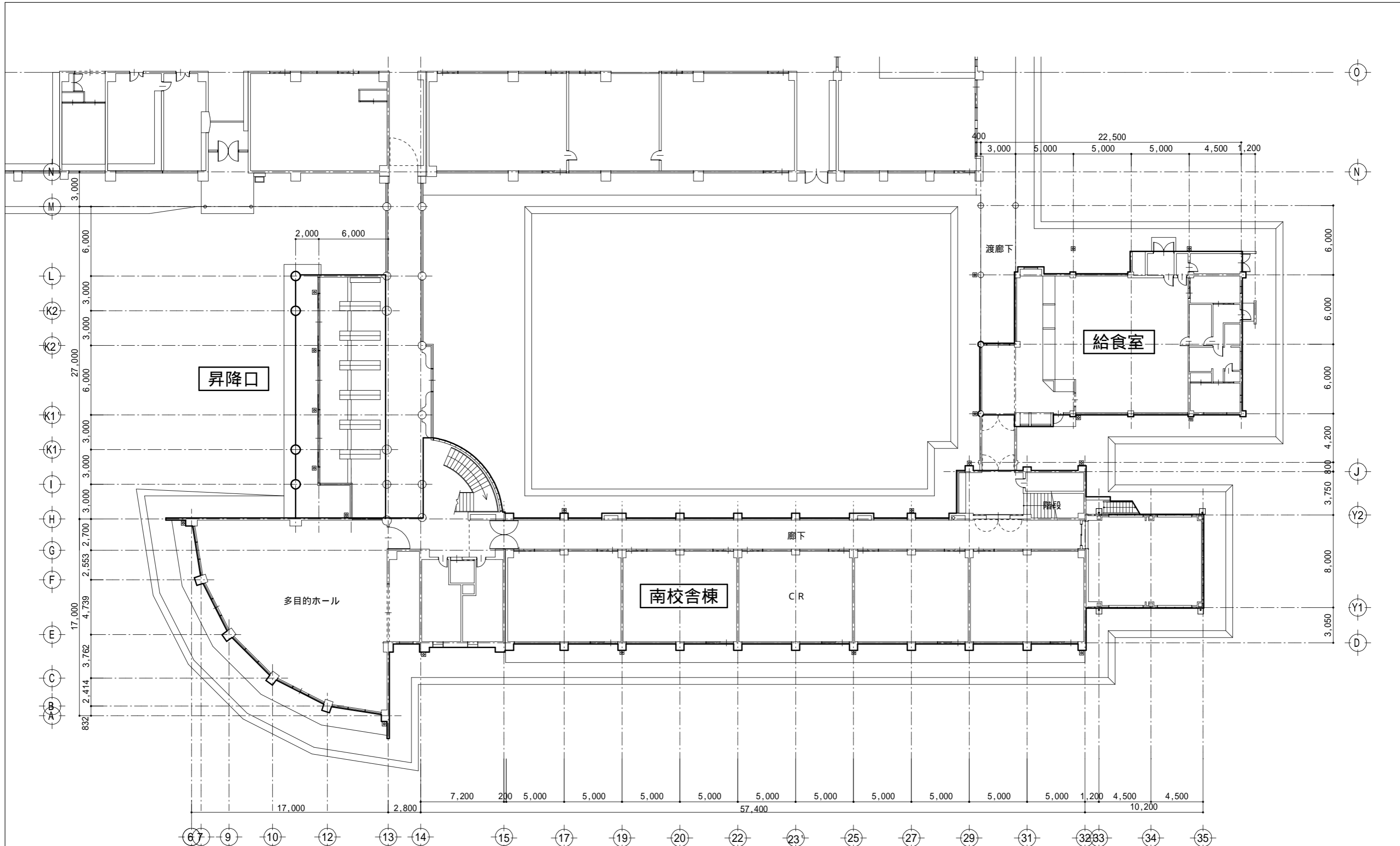
3 特別管理産業廃棄物の処理	・絶縁油のPCB含有量の分析調査 ・「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の 検討方法(平成4年7月3日厚生省告示第192号)」又は「絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの 分析方法規定(電気技術規定 JEAC1201-1991)」により行う。 ・ダイオキシン類のサンプリング調査 ・「産業廃棄物施設内作業におけるダイオキシン 類暴露防止対策要綱(平成13年4月25日付 基発第401号)」により行う。																																																																			
4 PCBを含む機器類	引渡しを要する機器類 5 PCB含有「リグ」材 6 ダイオキシン類																																																																			
6 アスベスト含有建材の除去等	1 アスベスト含有分析調査 2 7μm径粉じん濃度測定 測定箇所 図示 <table border="1"> <tr> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点(各施工箇所ごと)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>・測定 1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>・()点</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・測定 2</td> <td>処理作業前</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>・4方向各1点 ・()点</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・測定 3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>・()点</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・測定 4</td> <td>処理作業中</td> <td>排気装置の排出口(処理作業室内)</td> <td>・()点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>・測定 5</td> <td>処理作業中</td> <td>排気装置の排出口(処理作業室内)</td> <td>・()点</td> <td>排気装置の性能確認</td> </tr> <tr> <td>・測定 6</td> <td>処理作業中</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>・4方向各1点 ・()点</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・測定 7</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業室内</td> <td>・()点</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・測定 8</td> <td>処理作業後</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>・4方向各1点 ・()点</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・測定 9</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業室内</td> <td>・()点</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・測定 10</td> <td>撤去後1週間以降</td> <td>調査対象室外部</td> <td>・()点</td> <td>-</td> </tr> </table> 測定5のみ 7μm径粉じん濃度測定(7μm径粉じん計)、繊維状粒子自動計測器(7μm径粉じん濃度)等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定 アスベスト粉じん濃度測定方法 <table border="1"> <tr> <th>測定3</th> <th>測定1,2,4,6,7,8</th> <th>測定9,10</th> </tr> <tr> <td>25</td> <td>25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量(l/min)</td> <td>・1</td> <td>・5</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間(min)</td> <td>・5</td> <td>・120</td> </tr> </table>	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備 考	・測定 1	処理作業前	処理作業室内	・()点	-	・測定 2	処理作業前	施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点	-	・測定 3	処理作業中	処理作業室内	・()点	-	・測定 4	処理作業中	排気装置の排出口(処理作業室内)	・()点	空気の流れを確認	・測定 5	処理作業中	排気装置の排出口(処理作業室内)	・()点	排気装置の性能確認	・測定 6	処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点	-	・測定 7	処理作業後	処理作業室内	・()点	-	・測定 8	処理作業後	施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点	-	・測定 9	処理作業後	処理作業室内	・()点	-	・測定 10	撤去後1週間以降	調査対象室外部	・()点	-	測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定9,10	25	25		試料の吸引流量(l/min)	・1	・5	試料の吸引時間(min)	・5	・120
測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備 考																																																																
・測定 1	処理作業前	処理作業室内	・()点	-																																																																
・測定 2	処理作業前	施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点	-																																																																
・測定 3	処理作業中	処理作業室内	・()点	-																																																																
・測定 4	処理作業中	排気装置の排出口(処理作業室内)	・()点	空気の流れを確認																																																																
・測定 5	処理作業中	排気装置の排出口(処理作業室内)	・()点	排気装置の性能確認																																																																
・測定 6	処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点	-																																																																
・測定 7	処理作業後	処理作業室内	・()点	-																																																																
・測定 8	処理作業後	施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点 ・()点	-																																																																
・測定 9	処理作業後	処理作業室内	・()点	-																																																																
・測定 10	撤去後1週間以降	調査対象室外部	・()点	-																																																																
測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定9,10																																																																		
25	25																																																																			
試料の吸引流量(l/min)	・1	・5																																																																		
試料の吸引時間(min)	・5	・120																																																																		

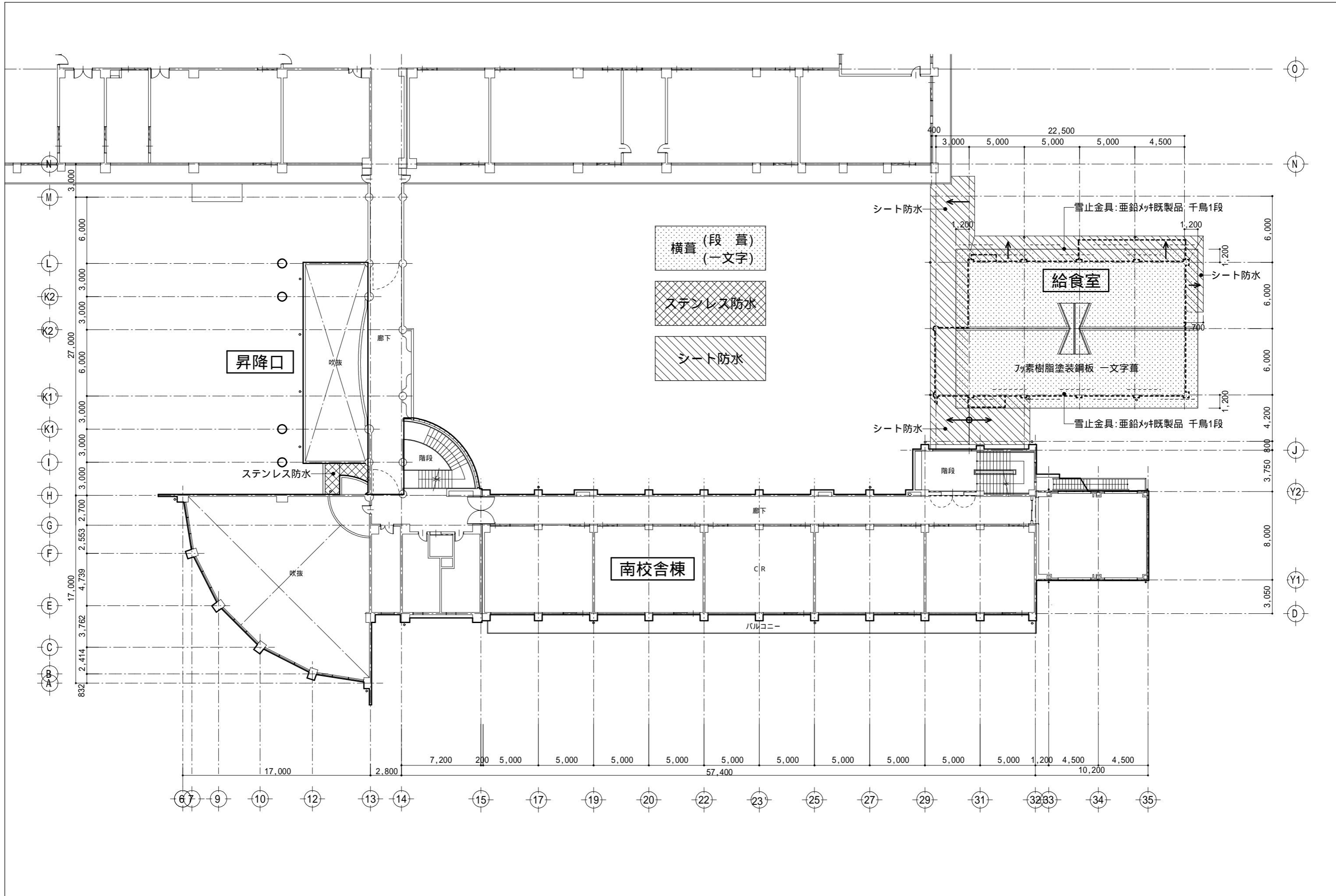
3 7μm径含有建材の処理	報告書の作成(記録する項目) ア、測定結果 イ、測定時間 ウ、測定位置(測定高さとともに図面上に記載する。) エ、サンプリング条件(メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量) オ、マウンティング方法 カ、顕微鏡視野面積、計数視野数 キ、測定時(各測定場所ごと)天候、温度、湿度、外気の風速及び風向 ・アスベスト含有吹付け材の除去 又はアスベスト含有保温材等の除去で石綿粉じんを発生する恐れがある場合(損傷、劣化等) 除去対象範囲 ・図示 除去方法 6.3.2による 除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止 密封処理(二重袋梱包) 湿潤化 セメント固化 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。 除去したアスベスト含有吹付け材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶解施設)
4 7μm径含有建材の処理	・アスベスト含有保温材の除去(7μm径) 除去方法 9.1.4(c)による(原形のまま、手ばらしが可能な場合) 除去対象範囲 ・図示 ・9.1.3(b)による(損傷、劣化等で石綿粉じんを発生する恐れがある場合) 除去対象範囲 ・図示 除去したアスベスト含有保温材等の飛散防止 密封処理(二重袋梱包) 湿潤化 セメント固化 除去したアスベスト含有保温材の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶解施設)
7 その他	<input checked="" type="radio"/> 工事現場の環境改善について <input checked="" type="radio"/> 産業廃棄物の取扱いについて 3.騒音、振動調査 4.土壌調査 <input checked="" type="radio"/> 官公庁その他への届出手続等 <input checked="" type="radio"/> 隣界に関する協議等 <input checked="" type="radio"/> 文化財その他の埋蔵物 8.埋蔵文化財調査
7 その他	工事現場のイメージアップ ・仮囲い周辺の美化 ・地域住民への情報提供 ・情報掲示板の設置 ・パンフレットの作成 住民に対する災害防止関係 ・現場出入口周辺への誘導員の配備 産業廃棄物処理状況記録及び写真を次のように整備すること。 () 搬出された産業廃棄物の処理状況記録 処理の全部又は一部を委託した場合 ア 収集運搬車両ごとの産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)A票、B2票、D票及びE票(建 の場合はB4票を加える。)の写し、建設廃棄物処理委託契約書の写し並びに搬出解体材の数量集計表 イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真(中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真) 請負者が自ら処理した場合 ア マニフェストに準じた解体材の種類ごとの数量集計表 イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真(中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真) 特別管理産業廃棄物の場合 又は に準ずる。ただし産業廃棄物管理票とあるを特別管理産業廃棄物管理票と読み替える。 () 産業廃棄物の再資源化実施状況記録 再生資源利用促進実施書に記載する事項 発生量、搬出先名称、区分、施工条件の内容、搬出先名称、運搬距離、搬出先の種類等 () 写真 工事着手前の現場全周、周辺及び対象建築物等の現況写真 仮設物、安全措置状況及び工程写真(除却作業状況、埋設配管等及び基礎等は入念に撮影すること。) 使用機械類 産業廃棄物収集運搬車両への積込み時及び積降し時の写真 シェン工時の全景写真(着手時と同一アングルとする。) その他監督職員の指示による 調査の有無 無 ・有 調査方法については設計図書による。 調査項目 ・土壌調査 ・土壌調査(含有量試験) ・7μm径粉じん抽出調査 ・廃棄物含有調査 土壌汚染に係る環境基準に準拠すること。 調査箇所については設計図書による。 (1) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な手続等を遅延なく行う。 (2) 前項に規定する届出手続等を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告する。 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。 工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。 「周知の埋蔵文化財包蔵地」の該当 ・該当する ・該当しない 掘削作業時の教育委員会等の立会い ・有 ・無 埋蔵文化財調査の時期 ・解体工事終了後 ・解体工事中

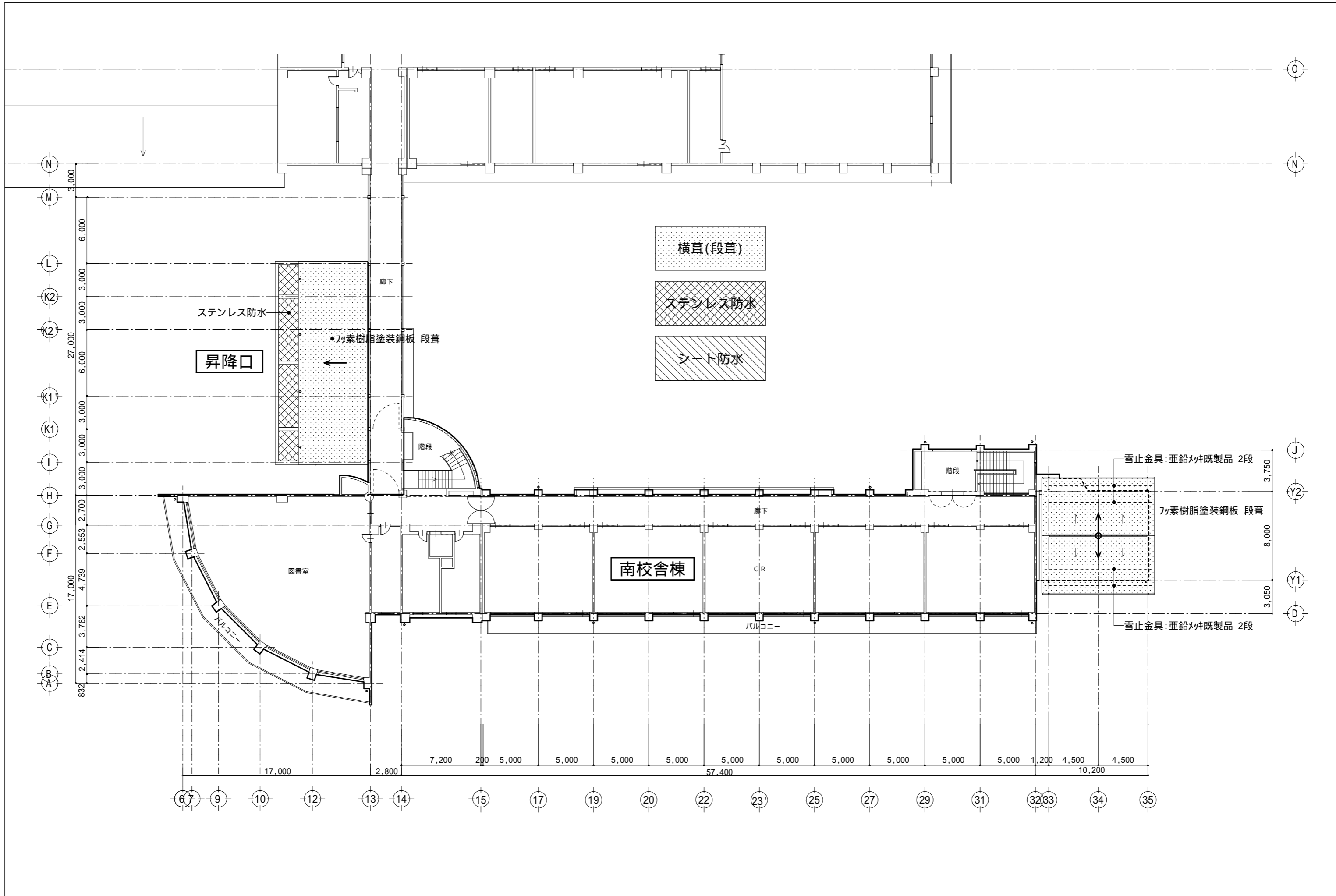
令和5年度(繰越)国補 富士見中学校大規模改修工事(南校舎棟ほか外壁、屋根長寿命化工事)			照査	日付	図面名	縮尺	図面番号
					解体工事特記仕様書	A3: NOSCALE	A-05

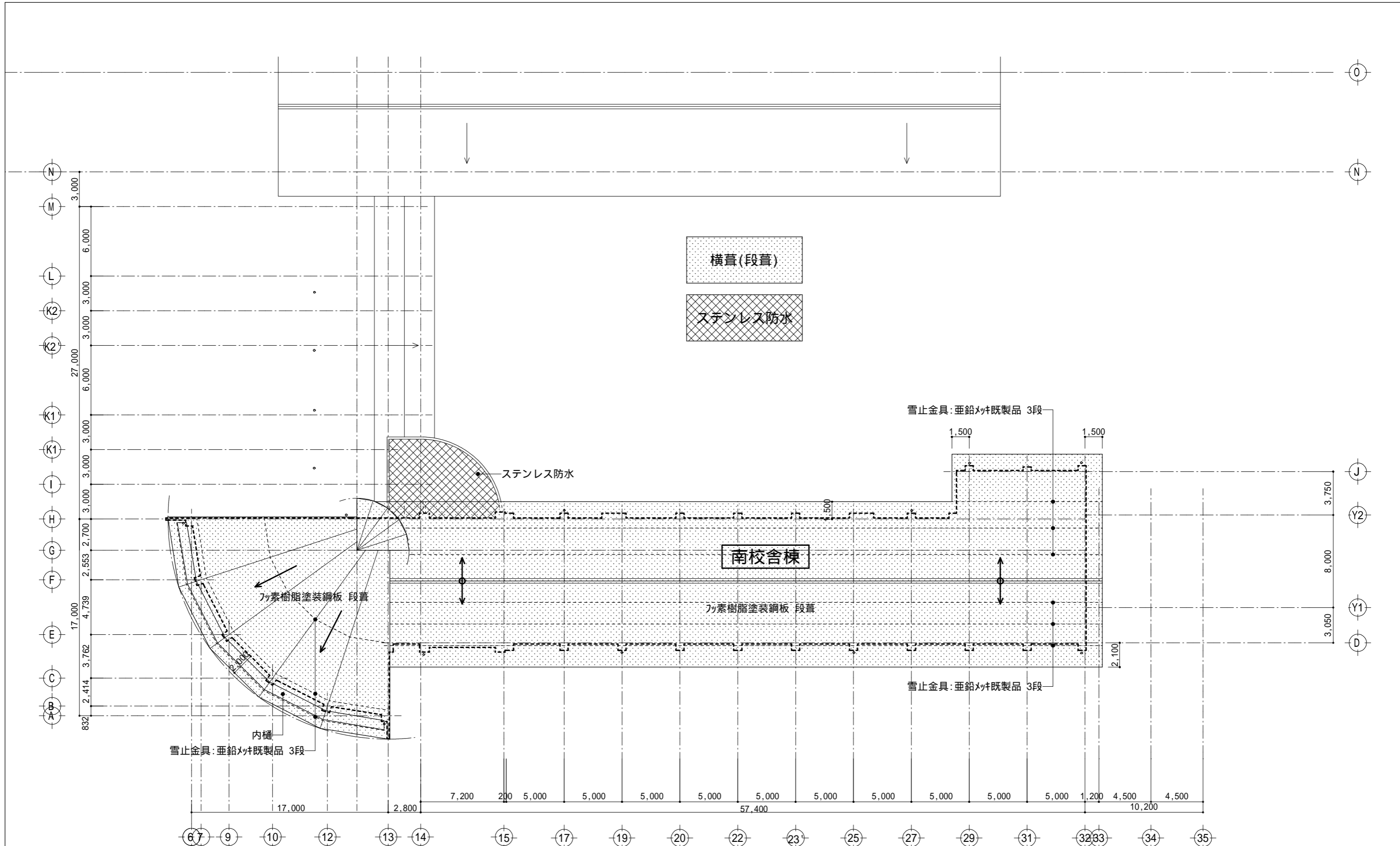


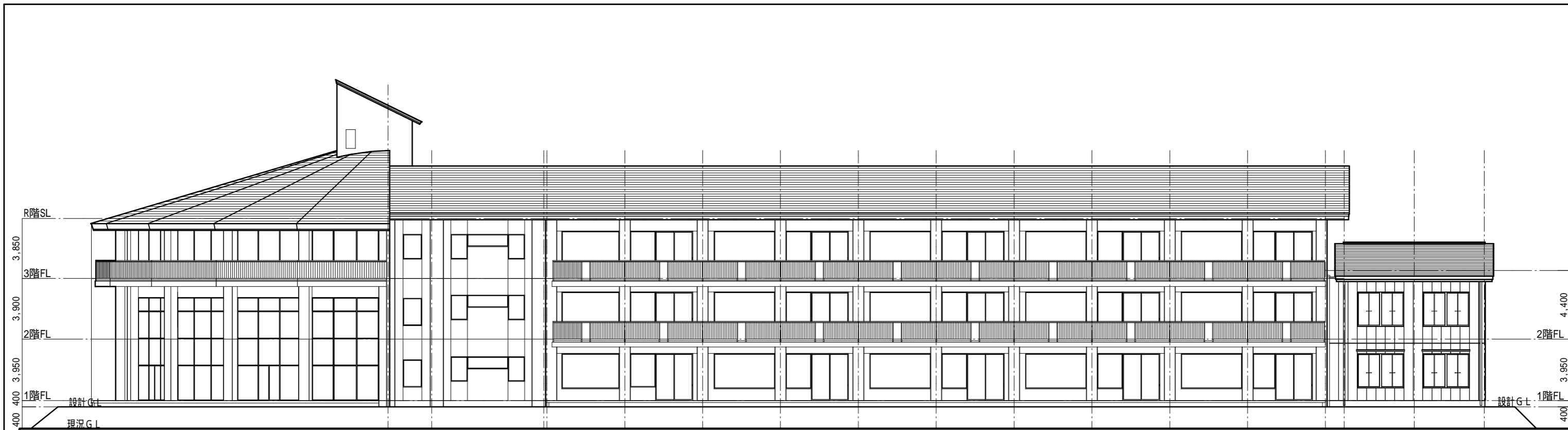
長野県諏訪郡富士見町富士見4654番地313、落合9984番地51



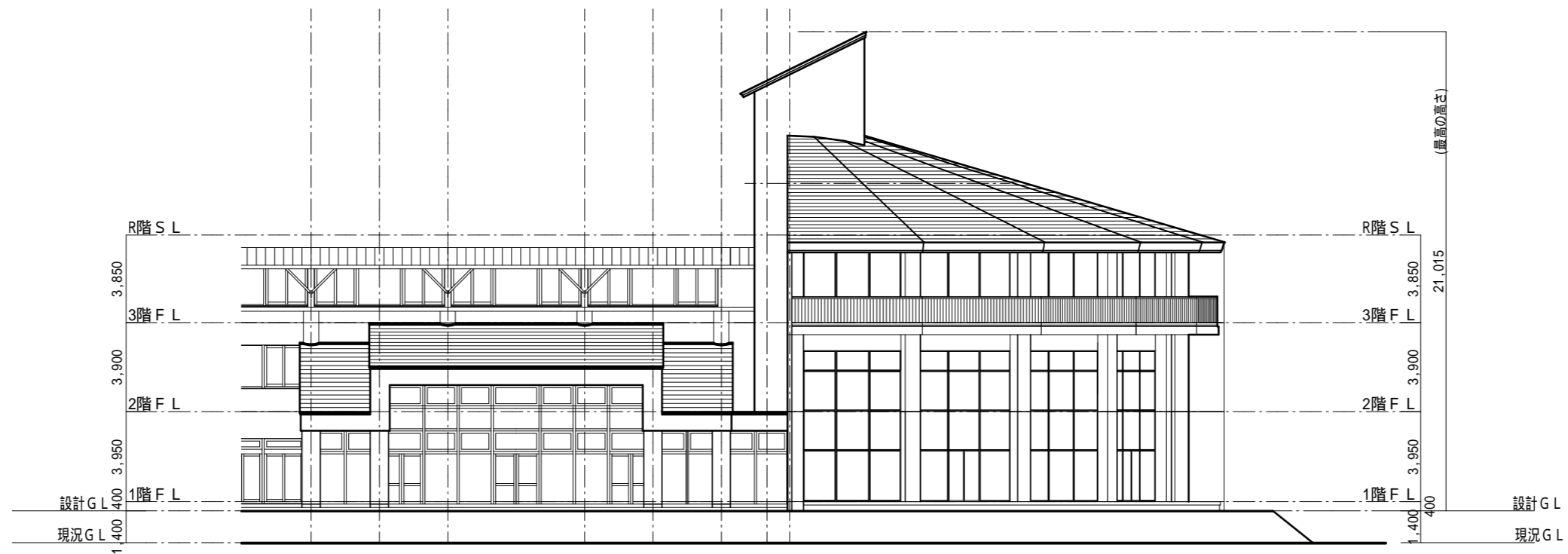








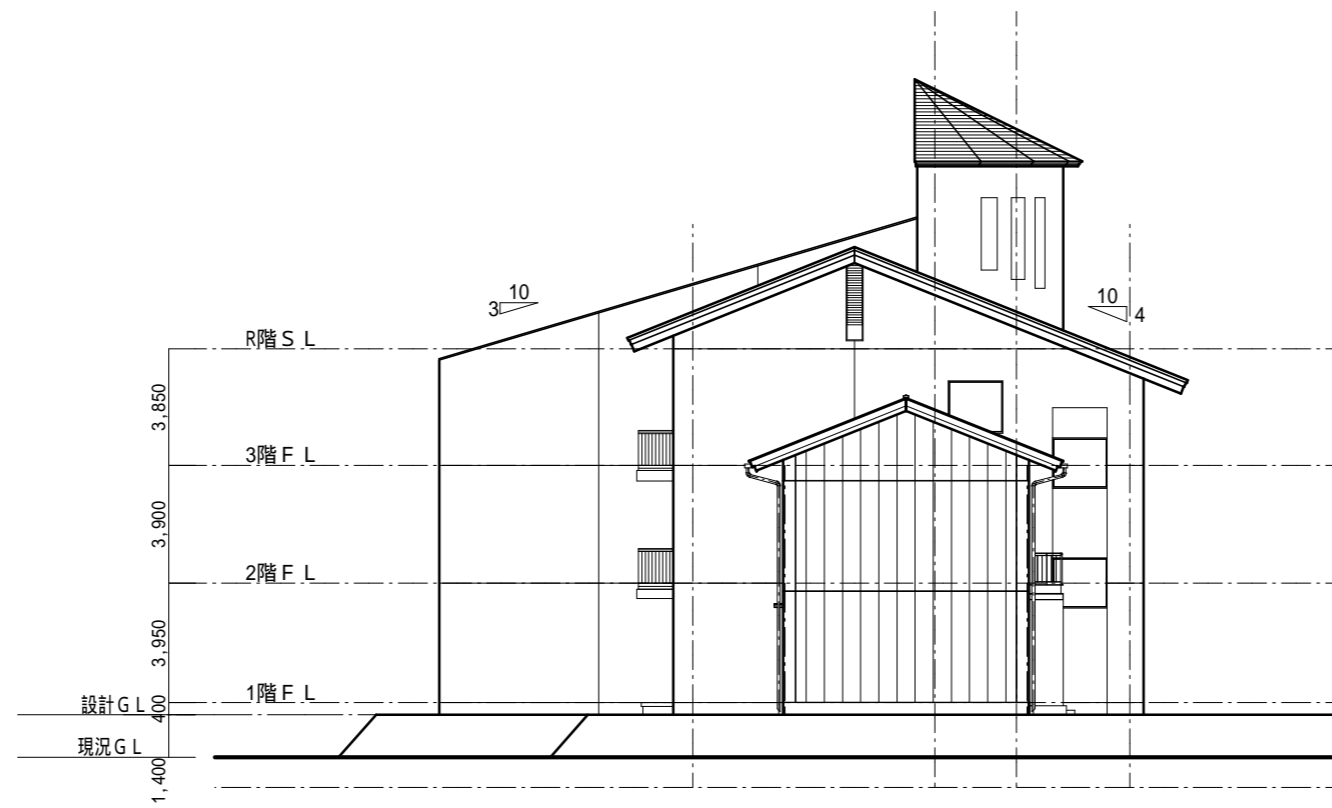
南側 立面図 S:1/250



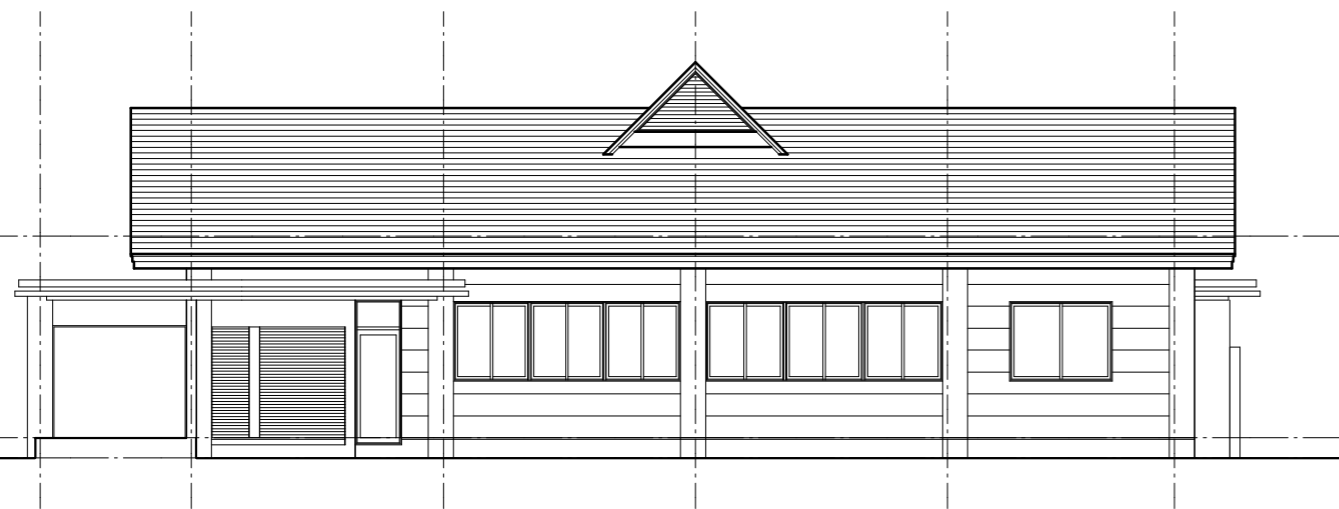
西側 立面図 S:1/250



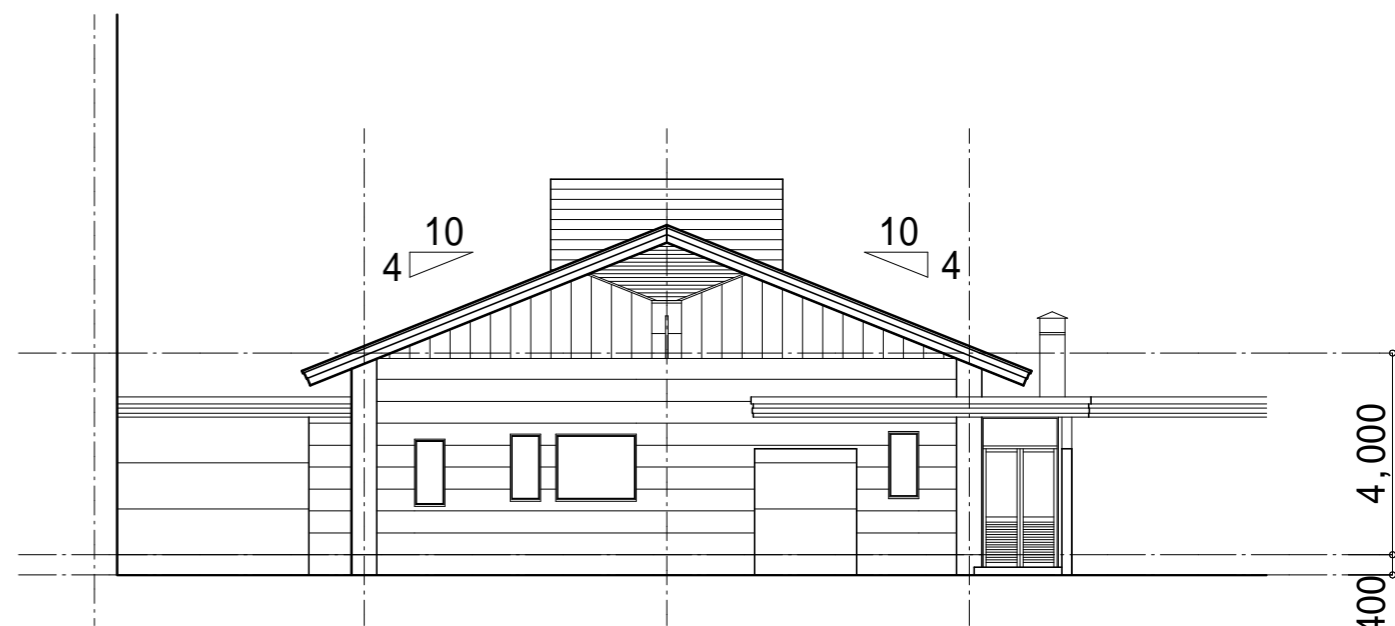
北側 立面図 S:1/250



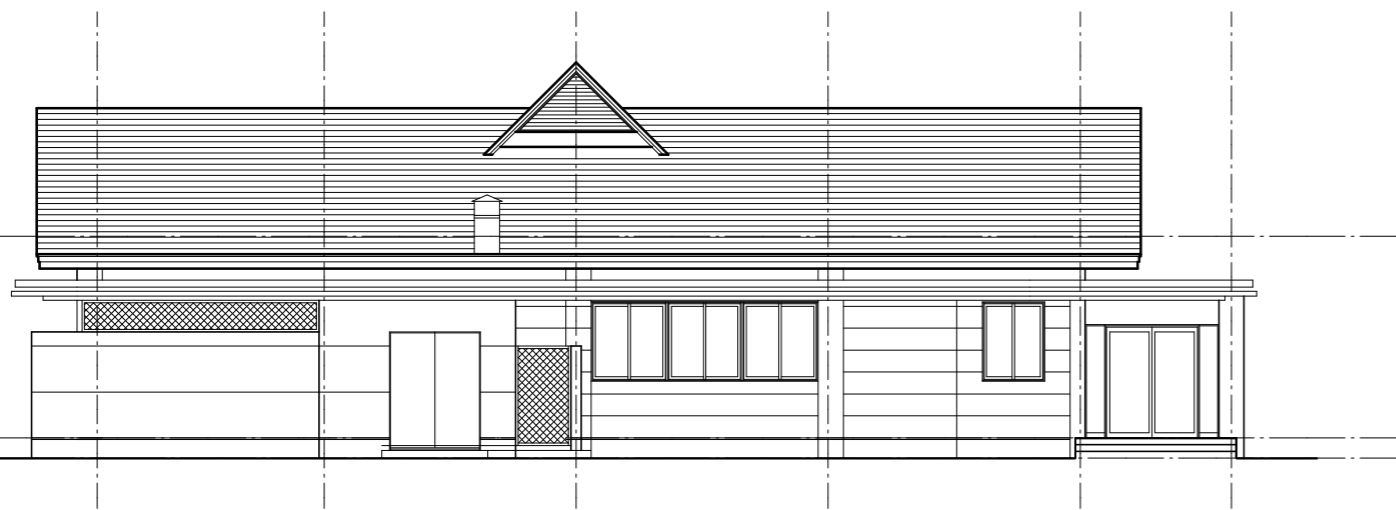
東側 立面図 S:1/250



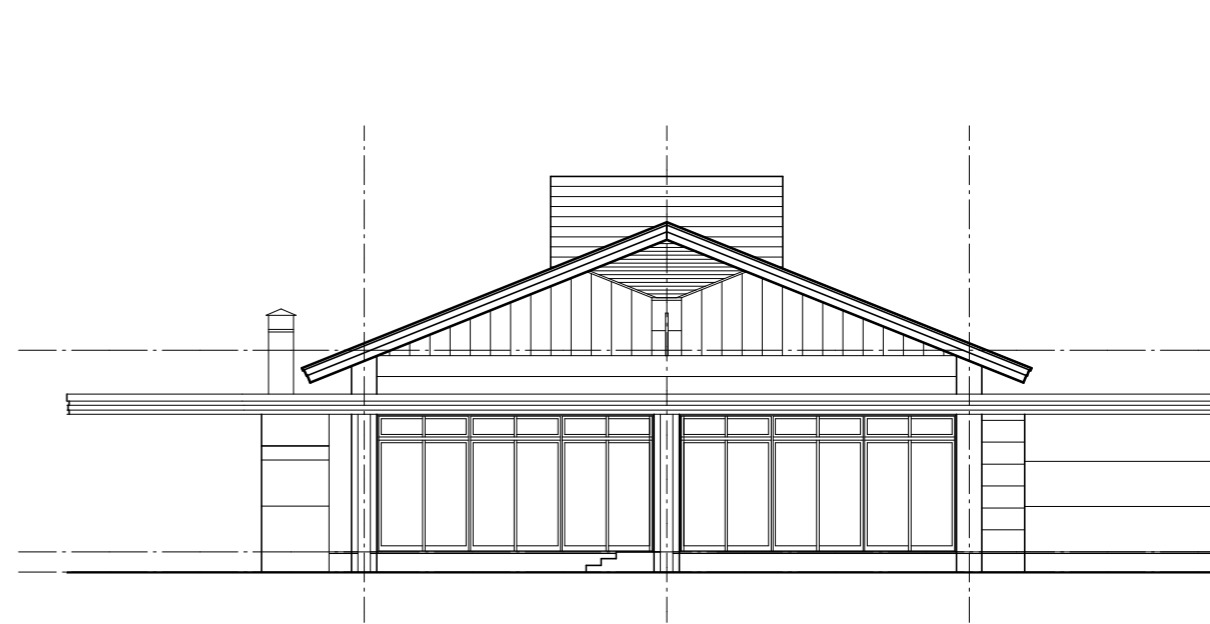
南側 立面図



東側 立面図



北側 立面図



西側 立面図